

指定管理者評価シート

一 管理運営の状況

1	施設名	仙台市若林障害者福祉センター
2	指定管理者	社会福祉法人 仙台市障害者福祉協会
3	指定期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日
4	施設の利用状況	《利用者数》 ・平成29年度 5,836人 (前年度比 98.8%) ・平成28年度 5,932人 (前年度比 107.4%) ・平成27年度 5,521人 (前年度比 121.8%)
		《事業》 ○貸館事業：障害者の自主的な活動及び障害者の福祉に関する市民の自発的活動のための施設の提供その他の援助 ○障害者の福祉に関する講習会の開催その他福祉に関する啓発活動 ○障害者福祉センターの運営管理
5	収支の状況	《費用》 ・ 指定管理者に支払った費用 22,589千円 (21,000千円) ・ その他市が負担した費用 641千円 (0千円) 《収入》 ・ 使用料収入 0千円 (0千円) ・ その他収入 0千円 (0千円)
		()は前年度決算額
6	利用者の声	《実施状況》 利用者アンケートは平成20年度から実施。今年度の回答件数は80件。挨拶、対応、身だしなみ、清潔さ、印象の6項目について5段階評価。全項目とも平均4点を上回り、高い評価であった。

二 管理運営に係る評価

(モニタリングシートの結果によって評価)

評価分野	所見	評価
I 総則	協定及び仕様書に則った管理運営がなされている。条例に基づいた形でセンター独自の基本方針、職員の倫理綱領が策定されており、施設内への掲示や所内研修、センター内他法人との合同会議等において職員間、事業者間で共有が図られている。 通常の障害者福祉サービスの適正運営はもちろん、近隣学校への福祉学習講座、実習生の受入れ、センター祭りを開催し、障害の有無に関わらず参加できるよう呼びかけ、障害福祉の啓発や相互理解に努めている。	S
II 施設の運営管理体制	ミーティングや会議を通じて、センター全体で職員の業務状況を共有し、適切な運営が行われている。個人情報や情報セキュリティについても、研修や基本事項を事務室に掲示する等、職員への周知を図っている。 事故防止への取組みについては、マニュアルの適宜更新、ヒヤリハット集の共有など、適切に実施している。	S
III 施設・設備の維持管理	清掃委託業者のみならず、職員も日常的な清掃の外、建物の目視確認を行い、安全と清潔を保持できるよう取り組んでいる。 また、仙台市環境行動計画を基に節電、節水、ごみ削減等に取り組むよう職員・利用者へ周知し、環境に配慮した取り組みを実施している。	S
IV サービスの質の向上	全職員を対象に外部講師による接客研修等を通して接客マナーの向上に努めている。利用者アンケートでも全ての項目において平均4点(満足)以上と高い評価を得ている。 事務室前に受付表示を作成している外、呼び鈴を設置し職員がすぐに来館者に気付き対応できるよう工夫している。地域の小学生用の施設説明資料を作成したり、各種広報誌やチラシ等にはふり仮名をふるなど、利用者にとってわかりやすい情報提供ができるよう努めている。	S
V 施設固有の基準	日常的に敷地内の点字ブロックや通路、避難経路等を点検・記録し、利用者にとって利用しやすくなるよう、施設の維持管理を行っている。 センターまつりや創作教室等の実施については、障害の有無に関わらず参加を受け付けており、相互交流の場として活用している。講習会の実施にあたっては、アンケート等でニーズを把握したうえで企画している。近隣小中学校の施設見学の受入れを含め、近隣町内や市民センター等へ幅広く啓発活動を行なっている。	S

三 その他特に評価すべき優れた取組み

(指定管理者の優れた取組みを評価する 加点要素)

評価すべき取組み		取組み状況
1		
2		
3		
加点評価		—

四 評価総括

《指定管理者（仙台市障害者福祉協会）による自己評価》
<p>仙台市若林障害者福祉センターは、入居4法人で組織する運営会議(月1回)において、各法人の実施事業の相互理解を深めると共に連携することで、当センターの一体的かつ効率的な運営に努めてきた。指定管理期間の3年目にあたる平成29年度は、指定管理者事業計画書に基づいた事業を、入居4法人、センター近隣の町内会(村東親和会、遠見塚東町内会、遠見塚東むつみ町内会)、関係機関(地区民生委員児童委員協議会、若林区自立支援協議会、地域包括支援センター、医療機関等)と連携して実施し、障害者福祉の拠点としての責務を果たすため、以下の取組みを実施した。</p> <p>人材配置、人員体制において、貸館事務員は、障害者の就労を支援する一助として、フルタイム・週5日勤務の困難な障害のある方を配置しているが、今年度は指定難病の方を採用し、当該職員に同意を得て、当センター職員間で共有し、本人の障害特性に合わせた合理的配慮に努め、円滑に業務を遂行できる環境を整えた。また、貸館事務員として勤務していた職員の1名は、貸館事務員の業務を通して就労のリズムを取り戻し、昨年に引き続き、企業への一般就労を果たした。</p> <p>人材育成、研修計画において、当センター入居4法人で企画する研修委員会のテーマとして、エンカウンター、ケアマネジメント等の対人援助技術、個人情報セキュリティ研修、他事業所との連携を検討する研修を実施し、支援・連携の技法を共有した。また、法人としては、仙台市障害者福祉センターの指定管理者として、職員の資質向上とサービスの均等化を図るため、全職員を対象とした法人全体研修(年1回)、所長研修(年1回)、職員相互交流研修、勤続3年未満職員研修、マナーアップ研修、新任職員研修、障害者虐待防止法にかかる研修等を実施した。年1回12月に実施する当センターの利用者アンケートでは、アンケートの全項目において、5段階評価中4以上の高評価を得ることができており、全職員がマナー向上に努めた成果が表れていた。大規模な災害時における福祉避難所の開設・運営に向けて、①災害時における職員行動マニュアルの研修、②東日本大震災時における福祉避難所の開設・運営の実績にかかる伝達研修を実施した。①は、風水害を考慮してマニュアルを改訂し、休日(日曜日)における大規模災害発生を想定して、3月11日に法人合同防災訓練を実施した。②は、東日本大震災から約6年が経過し、当該震災の体験が風化しつつあるため、当協会が発行した「東日本大震災の取組み記録」を基に伝達研修を実施することで、災害発生時に対する職員の防災意識の向上を図った。</p> <p>利用者本位で実現性の高い事業計画において、在宅障害者・一般市民向け事業は、過去の参加実績・アンケート、町内会・近隣の地域包括支援センター等にご意見を伺い、企画して実施した。当該事業に公共交通機関を利用して参加することが困難な障害者を対象に、今年度、当センターの送迎車両を活用した送迎を新たに実施し、当該障害者の社会参加を促進した。</p> <p>施設特有の利用者に対する配慮では、今年度から当センターのパンフレット、広報誌に音声コードを入れて、視覚障害のある方への情報保障を実施した。また、事務室前の受付窓口では、呼び鈴を設置し、耳マークを掲示して、職員は、筆談等、障害に配慮した合理的配慮を提供するようにしている。また、視覚障害者向けのエコーシステムを玄関・トイレに設置しているほか、災害時などに備え聴覚障害者用の非常放送設備(フラッシュ受信機)を館内各所に設置し、月1回動作確認を行っている。</p> <p>地域、関係団体・機関との関わり方や取組みにおいて、若林区の民生委員児童委員と当センター入居4法人、若林区自立支援協議会メンバーを含めて情報交換会を今年度年2回実施し、相互の理解と連携強化に務めた。また、センター入居4法人と連携して当センターの祭りの開催、若林区民ふるさと祭りへ参加し、障害理解の普及・啓発、当センターの広報活動を実施した。尚、当センターの祭りは、近隣の町内会から寄贈された七夕飾りをロビーに飾り、来館者に鑑賞していただいた。</p> <p>「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を踏まえ、地域への合理的配慮の啓発に向けて、小学生、中学生、地域の企業向けに障害、及び障害者の理解、合理的配慮の提供について普及啓発を実施した。小学生に対しては、障害当事者(自立訓練(機能訓練)事業卒業生、生活介護事業利用者、仙台市障害者相談員)を講師として小学校(沖野小、沖野東小、六郷小、蒲町小)へ出向き、障害体験、及び講師の講話を実施した。中学生(沖野中、八軒中、南小泉中)に対しては、職場体験活動を受け入れ、入居4法人で連携して、福祉の業務について、職場体験を提供した。企業に対しては、仙台市障害者就労支援センターと連携して、宮城県社交飲食新聞に記事を掲載していただき、障害理解と合理的配慮の提供を広く周知した。大規模な災害時における福祉避難所の周知は、遠見塚小学校区防災訓練と共催で福祉避難所開設訓練を実施し、参加者に福祉避難所を説明して見学していただく等、福祉避難所の広報活動を実施した。</p> <p>貸館事業では、当センターの貸館利用は低調であるため、貸館利用案内のチラシを作成して、事業見学会への参加者、ロビーコンサートへの出演団体等の障害当事者団体に対して積極的に広報活動を実施した。また、障害当事者の自主活動や障害者福祉に携わる活動を行う団体間の相互交流が図られるよう、年1回貸館利用団体連絡会を開催した。また、貸館利用団体向けに、当センターの看護師、栄養士、及び外部講師による講座を年10回新たに開催した。当該講座を通して地域と当センターの交流を促進するとともに、当センターの専門性を地域へ還元した。今年度の貸館利用の延べ件数は648件(昨年度+77件)、延べ利用人数は5,836名(昨年度-96名)であり、延べ件数は12%増加したが、延べ利用人数は2%減少した。</p> <p>その他施設の管理運営の方針に沿った取組みにおいて、当センターの喫茶スペースは、今年度から社会福祉法人仙台市障害者福祉協会が運営する就労継続支援(B型)事業喫茶せんしゅう庵が開店した。当センターの視察見学、在宅向け・一般市民向け講座、障害者週間事業の来所者に、喫茶スペースの紹介、及びご利用を呼びかけ、喫茶スペースを市民交流の場として積極的に活用する取組みを行い、仙台市障害者親善国際交流事業台南市訪問団の昼食会場、貸館利用団のサロン等で活用された。</p> <p>平成29年度は、指定管理期間の3年目として、指定管理者事業計画書に基づき、昨年度展開した事業の充実化と今年度新たに事業を展開した。次年度においても、指定管理者事業計画書に基づき、障害者福祉の拠点としての責務を果たすために入居法人、関係機関が連携・協働して取り組んでいけるよう、指定管理者として環境を整えたい。</p>

《施設設置者（仙台市）による評価》	総合評価
<p>施設内の他法人との連携を図りながら、協定書及び仕様書に基づいた適切な施設の管理運営、福祉サービスの提供がなされている。センター内にとどまらず、町内会や民生委員、近隣学校との連携を図りながら、地域住民を広く対象とした各種講座やイベントの開催、出前講座、実習生の受入れを通して、障害者福祉の普及啓発に努めており、地域の障害者福祉の拠点施設としての役割を果たしていると高く評価できる。</p>	S